

## 安中市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、市民の住宅への太陽光発電システムの設置を支援し、地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進及び地球温暖化対策の推進を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、安中市補助金等交付規則（平成18年安中市規則第44号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき、本市の外国人登録原票に登録されている者をいう。
- (2) 住宅 自ら居住し、又は居住する予定である建築物（その者の住民票に記載され、又は記載される予定である住所に存する建築物に限り、住居部分が過半を占める店舗等との併用建築物を含む。）をいう。
- (3) 太陽光発電システム 太陽の光を電気(直流)に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されるシステムをいう。

### (補助の対象機器)

第3条 補助の対象となる太陽光発電システム（以下「対象機器」という。）は、別表第1に定めるものとする。

### (申請の制限)

第4条 補助金の申請は、1世帯につき1回限りとする。

### (補助対象者)

第5条 補助の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 自ら居住する市内の住宅に対象機器を設置しようとする者
- (2) 建売住宅供給者等から市内にある対象機器（新品に限る。）付住宅を購入し、居住しようとする者

2 補助を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 市民である者又は完了届提出時まで市民となる者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 国が実施する「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」の交付事務を行う団体に当該補助金の申込みを受理されている者

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、別表第2に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に、補助金交付申請書（様式第1号）、同意書（様式第2号。建物所有者が補助申請者以外の場合に限る。）その他別表第3に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 第5条第1項第1号に掲げる者 対象機器に係る設置工事着手前

(2) 第5条第1項第2号に掲げる者 対象機器付き住宅の引き渡し前

(補助金交付の可否決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請を受け付けた後、速やかに内容を審査するとともに、必要な調査を行い、補助金交付の可否を決定し、速やかに補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該補助申請者に通知するものとする。

(計画変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 対象機器の機種、仕様等の変更

(2) 対象機器の設置予定額の変更

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、計画変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(計画中止)

第10条 補助事業者は、対象機器の設置を中止しようとするときは、速やかに計画中止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(完了届と請求書の提出)

第11条 補助事業者は、対象機器の設置が完了し、又は対象機器付住宅の購入が完了したときは、その日から30日以内かつ当該申請をした年度の3月15日までに、完了届（様式第7号）及び補助金請求書（様式第8号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(管理)

第13条 補助事業者は、対象機器をその法定耐用年数の期間中、善良な管理者の注意をもって管理し、その居住する住宅における電力の消費の用に充てなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 対象機器の法定耐用年数の期限内において、正当な理由もなく当該機器を処分したとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第16条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年11月1日から施行し、同日以降に太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）の実施する補助金の交付決定を受けた対象機器について適用する。  
(平成21年度における補助金交付の特例)
- 2 前項の規定にかかわらず、平成21年11月1日から平成22年1月31日までの間に新築住宅への設置工事を着工した対象機器に限り、太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）の実施する補助金の交付決定を平成21年10月31日以前に受けている場合も、補助の対象機器とすることができる。
- 3 前項に規定する対象機器について、補助申請を行い、第8条に規定する補助金交付の決定を受けた補助事業者で、補助事業の完了日が交付決定の日以前となる者の完了届及び補助金請求書の提出期限は、第11条の規定にかかわらず、交付決定の通知を受けた日から30日以内とする。
- 4 前2項の場合において、補助申請を行った日が補助事業の完了日以後であったときは、様式第1号中「導入予定設備の概要」とあるのは「導入設備の概要」と、「工事着手・購入契約及び完了予定日」とあるのは「工事着手・購入契約及び完了日」と、「対象機器の設置予定場所の案内図」とあるのは「対象機器の設置場所の案内

図」とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに改正前の安中市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに改正前の安中市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第3条関係）

対象機器	機器要件・補助対象範囲
太陽光発電システム	<b>【機器要件】</b> (1) 低圧配電線と逆潮流有りで連系していること (2) 最大出力が10キロワット未満の設備であること (3) 日本工業規格等で認められていること (4) 未使用品であること（中古品は対象外とする）
	<b>【補助対象範囲】</b> 太陽電池モジュール、架台、インバータ・保護装置（パワーコンディショナ）、接続箱、発電電力量計、売電電力量計、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に関する費用

別表第2（第6条関係）

対象機器	補助金額
太陽光発電システム	6万円に最大出力キロワットを乗じて得た額。ただし、15万円を限度とする。

備考 1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

別表第3（第7条関係）

提出書類	
1	国が実施する「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」の交付事務を行う団体から交付を受けた補助金申込受理決定通知書の写し
2	対象機器の設置工事、購入の契約書又は見積書（金額内訳が判るもの）の写し
3	対象機器の仕様・規格等が判別できる書類（カタログ・仕様書等）
4	対象機器の設置予定場所の案内図
5	市税の滞納のないことの証明書（申請者本人のもの）
6	その他市長が必要と認める書類